

令和8年度 5月定例教育委員会



笛吹市

笛吹市教育委員会

令和 8 年度 5 月 定例教育委員会

日 時 令和 8 年 5 月 15 日 (金) 午後 2 時 開会
場 所 笛吹市役所市民窓口館 302・303 会議室

次 第

1 開会

2 教育長挨拶

3 前回議事録の承認及び今回議事録署名委員の指名
(5 月議事録署名委員 古屋委員、三井委員)

4 教育長報告

5 各課報告、連絡事項

6 議事

議案第 3 号 笛吹市いじめ問題等連絡協議会委員の任命・委嘱について
議案第 4 号 山廬施設近接地の寄附について
議案第 5 号 笛吹市博物館運営協議会委員の任命について
議案第 6 号 笛吹市美術館運営協議会委員の任命について
議案第 7 号 史跡甲斐国分寺跡整備検討委員会委員の委嘱について

7 その他

8 閉会

次回定例教育委員会 令和 8 年 6 月 8 日 (月) 午後 2 時 開会
市民窓口館 302・303 会議室

議案第3号（5月）

笛吹市いじめ問題等連絡協議会委員の 任命・委嘱について

学校教育課

令和8年度 笛吹市いじめ問題等連絡協議会委員(候補者)

任期 令和8年4月1日～令和10年3月31日

番号	委員区分	氏名	委嘱・任命	備考(所属)
1	関係行政機関	植田 隼	委嘱	笛吹警察署生活安全課少年係長
2	関係行政機関	佐野 嘉彦	委嘱	笛吹警察署スクールサポーター
3	関係行政機関	出口 恵子	委嘱	山梨県中央児童相談所第二課長
4	関係行政機関	岩間 慶子	委嘱	笛吹市保護司会会長
5	市PTA連合会	志茂 龍太	委嘱	笛吹市PTA連合会会長
6	市立小中学校	渡辺 政子	委嘱	笛吹市教育協議会会長
7	関係行政機関	杉山 順哉	委嘱	笛吹市教育協議会事務局次長
8	関係行政機関	小林 千澄	任命	生涯学習課コーディネーター
9	関係行政機関	本庄 由美子	任命	子供すこやか部子育て支援課主幹保健師
10	関係行政機関	吉岡 弘子	委嘱	笛吹市民生委員児童委員協議会児童福祉部会長
11	関係行政機関	原 善信	委嘱	峡東教育事務所指導主事
12	関係行政機関	坪 寛	任命	笛吹市総務部総務課課長
13	教育委員会事務局	鬼島 和昭	任命	ふえふき教育相談室室長
14	教育委員会事務局	吉田 孝至	任命	笛吹市教育総務課課長
15	教育委員会事務局	角田 能一	任命	笛吹市学校教育課課長
16	教育委員会事務局	筒井 寿	任命	笛吹市教育支援センター「ステラ」チーフ

笛吹市条例第 12 号

笛吹市いじめ問題等連絡協議会等設置条例

目次

第 1 章 総則(第 1 条)

第 2 章 笛吹市いじめ問題等連絡協議会(第 2 条—第 9 条)

第 3 章 笛吹市いじめ問題専門委員会(第 10 条—第 19 条)

第 4 章 笛吹市いじめ問題調査委員会(第 20 条—第 24 条)

第 5 章 雑則(第 25 条)

附則

第 1 章 総則

第 1 条 この条例は、いじめ防止対策推進法(平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。)

第 14 条第 1 項及び第 3 項並びに第 30 条第 2 項に規定する組織の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 笛吹市いじめ問題等連絡協議会

(設置)

第 2 条 法第 14 条第 1 項に規定するいじめ問題対策連絡協議会として、笛吹市いじめ問題等連絡協議会(以下「連絡協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 3 条 連絡協議会は、笛吹市いじめ防止基本方針に定めるいじめ防止等に関する機関及び団体の連携の推進に関し、必要な事項を協議する。

(組織)

第 4 条 連絡協議会の委員(以下この章において「委員」という。)は、20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる機関に所属する者その他笛吹市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 市立小中学校

(2) 市 PTA 連合会

(3) 関係行政機関

(4) 教育委員会事務局

(任期)

第 5 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 6 条 連絡協議会に、会長及び副会長それぞれ 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、連絡協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 連絡協議会の会議(以下この章において「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、教育長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第8条 連絡協議会は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 連絡協議会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

第3章 笛吹市いじめ問題専門委員会

(設置)

第10条 法第14条第3項の規定に基づき、笛吹市いじめ問題専門委員会(以下「専門委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第11条 専門委員会は、笛吹市いじめ防止基本方針に定めるいじめ防止等のための対策及びその他教育委員会が必要と認める事項について、調査審議する。

2 専門委員会は、法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係を調査する。

(組織)

第12条 専門委員会の委員(以下「この章において「委員」という。）」は、10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(1) 弁護士

(2) 精神科医

(3) 学識経験者

(4) 心理や福祉の専門家等の知識及び経験を有する者

(5) その他教育委員会が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第13条 専門委員会に委員長及び副委員長それぞれ1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、

その職務を代理する。

(臨時委員)

第 14 条 教育委員会は、専門委員会に特別の事項を審議調査させるため、必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、教育委員会が委嘱する。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(会議の非公開)

第 15 条 会議は、原則として公開しない。

(調査の公正)

第 16 条 専門委員会は、委員の申し出に基づき、当該委員が調査を行う事案について特別の利害関係を有すると判断する場合は、当該委員が審議及び議決に加わらない決定をすることができる。

(権限等)

第 17 条 委員長は、専門委員会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聞き、又は関係者に必要な資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第 18 条 委員、臨時委員及び前条の規定により専門委員会に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(準用)

第 19 条 第 5 条、第 7 条及び第 9 条の規定は、専門委員会について準用する。この場合において、第 7 条第 1 項及び第 9 条中「連絡協議会」とあるのは「専門委員会」と、第 7 条第 1 項中「会長」とあるのは「委員長」と、「副会長」とあるのは「副委員長」と読み替えるものとする。

第 4 章 笛吹市いじめ問題調査委員会

(設置)

第 20 条 法第 30 条第 2 項の規定に基づき、笛吹市いじめ問題調査委員会(以下「調査委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 21 条 調査委員会は、市長の諮問に応じて、法第 28 条第 1 項の規定する調査の結果について調査審議し、市長に答申する。

(組織)

第 22 条 調査委員会は、委員 5 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 弁護士

(2) 精神科医

(3) 学識経験者

(4) 心理や福祉の専門家等の知識及び経験を有する者

(5) その他市長が必要と認める者

(庶務)

第 23 条 調査委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(準用)

第 24 条 第 5 条、第 7 条、第 13 条及び第 15 条から第 18 条までの規定は、調査委員会について準用する。この場合において、第 7 条第 1 項中「連絡協議会」とあり、並びに第 13 条第 1 項及び第 2 項、第 16 条並びに第 17 条中「専門委員会」とあるのは「調査委員会」と、第 7 条第 1 項中「教育長」とあり、及び第 12 条第 2 項中「教育委員会」とあるのは「市長」と、第 18 条中「委員、臨時委員及び前条の規定により専門委員会に出席した者」とあるのは「委員」と読み替えるものとする。

第 5 章 雑則

(委任)

第 25 条 この条例に定めるもののほか、第 2 章及び第 3 章の規定の施行に関し必要な事項は教育委員会が、前章の規定の施行に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議案第4号（5月）

山廬施設近接地の寄附について

生涯学習課

議案第5号（5月）

笛吹市博物館運営協議会委員の任命について

文化財課

令和8年度 笛吹市博物館運営協議会委員（候補者）

任期：令和7年4月1日～令和9年3月31日

番号	役職	変更	氏名	委員の区分	備考
1		○	わたなべ まさこ 渡辺 政子	学校教育	笛吹市校長会長
2			いしくら きぬこ 石倉 絹子	社会教育	笛吹市社会教育委員の会議長
3		○	もといわ たかゆき 本岩 孝之	社会教育	春日居町文化協会会長
4			おちあい ともひこ 落合 知彦	社会教育	八代町文化協会会長
5			いしほら ひとし 石原 均	家庭教育	春日居町寺本区長
6			おおもり たかし 大森 卓	家庭教育	八代町南区長
7			ながさわ ひろまさ 長澤 宏昌	学識経験者	考古学・博物館学
8			こばやし よしゆき 小林 良幸	学識経験者	ボランティアガイド笛吹代表
9			いちのせ かずひろ 一瀬 一浩	学識経験者	釈迦堂遺跡博物館組合事務局長

※○は令和8年度に委員が変更となりました。

【参考資料】 笛吹市博物館運営協議会に関する例規（抜粋）

○笛吹市博物館条例

平成16年10月12日

条例第100号

(略)

(運営協議会)

第12条 博物館法(昭和26年法律第285号)第23条第1項の規定に基づき、博物館に笛吹市博物館運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験者

3 協議会の委員の定数は、10人以内とする。

4 協議会の委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に規定するもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(後略)

○笛吹市博物館条例施行規則

平成16年10月12日

教育委員会規則第20号

(略)

(会長及び副会長)

第15条 条例第12条第5項の規定に基づき、笛吹市博物館運営協議会(以下「協議会」という。)は、会長及び副会長各1人を置き、協議会の委員(以下「委員」という。)の互選によってこれを定める。

2 会長は、協議会の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第16条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、定例会及び臨時会とし、定例会は年1回、臨時会は必要に応じて開催する。

- 2 会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(資料の提出の要求)

第17条 協議会は、その所掌事務を行うために必要があると認めるときは、館長に対し、資料の提出又は説明を求めることができる。

(庶務)

第18条 協議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(後略)

議案第6号（5月）

笛吹市美術館運営協議会委員の任命について

文化財課

令和8年度 笛吹市美術館運営協議会委員名簿（候補者）

任期：令和7年4月1日～令和9年3月31日

番号	役職	変更	氏名	委員の区分	備考
1			あさくら たみ子 朝倉 たみ子	学校教育	教育会笛吹支部
2		○	まるやま たかふみ 丸山 隆文	学校教育	笛吹市立一宮北小学校長
3			きった なおき 橘田 直樹	学校教育	笛吹市立春日居中学校（美術）
4			あまみや ひろみ 雨宮 洋美	社会教育	一宮町文化協会会長
5		○	ひろせ なおこ 廣瀬 直子	社会教育	一宮町文化協会副会長
6		○	まつぎか こういち 松坂 浩一	家庭教育	一宮町北野呂区長
7		○	ほりかわ ひろつぐ 堀川 廣次	家庭教育	一宮町上矢作区長
8			つのだ みつのり 角田 光徳	学識経験者	元一宮町文化協会会長
9			こいけ のりこ 小池 節子	学識経験者	元青楓美術館長

※○は令和8年度に委員が変更となりました。

【参考資料】 笛吹市美術館運営協議会に関する例規（抜粋）

○笛吹市青楓美術館条例

平成16年10月12日

(略)

(美術館運営協議会)

第11条 博物館法(昭和26年法律第285号)第23条第1項の規定に基づき、笛吹市美術館運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験者

3 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者

の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(後略)

○笛吹市青楓美術館条例施行規則

平成16年10月12日

教育委員会規則第21号

(略)

(美術館運営協議会)

第10条 条例第11条第6項の規定に基づき、笛吹市美術館運営協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第11条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、協議会の委員(以下「委員」という。)の互選によってこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第12条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、定例会及び臨時会とし、定例会は年2回、臨時会は必要に応じ開催する。

- 2 会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(資料の提出等の要求)

第13条 協議会は、必要があると認めるときは、館長に対し資料の提出又は説明を求めることができる。

(庶務)

第14条 協議会の庶務は、教育委員会において処理する。

(後略)

議案第7号（5月）

史跡甲斐国分寺跡整備検討委員会委員
の委嘱について

文化財課

史跡甲斐国分寺跡整備検討委員会委員 候補者

番号	氏名	委員の区分	所属
1	すえき たけし 末木 健	関係する分野に見識を有する者	山梨県文化財保護審議会委員
2	すだ つとむ 須田 勉	関係する分野に見識を有する者	元国士舘大学教授
3	さとう まこと 佐藤 信	関係する分野に見識を有する者	東京大学名誉教授
4	おおすみ きよはる 大隅 清陽	関係する分野に見識を有する者	山梨大学教授
5	ひらの おさむ 平野 修	関係する分野に見識を有する者	(公財)帝京大学文化財研究所
6	うんの さとし 海野 聡	関係する分野に見識を有する者	東京大学准教授
7	おおやま いさお 大山 勲	関係する分野に見識を有する者	山梨大学名誉教授
8	あした むねおき 芦田 宗興	地元関係団体の代表者	護国山國分寺 住職
9	くぼしま おさむ 久保島 修	地元関係団体の代表者	国分尼寺跡地権者会代表
10	いわま ひろし 岩間 浩	地元関係団体の代表者	国分区区長
11	なかだて ふみひと 中楯 文仁	地元関係団体の代表者	東原区区長
12	あかお あきひろ 赤尾 明洋	地元関係団体の代表者	一宮町観光協会会長
13	うみぐち まゆみ 海口 真弓	地元関係団体の代表者	笛吹市観光物産連盟事務局長
14	いしくら きぬこ 石倉 絹子	地元関係団体の代表者	笛吹市社会教育委員の会議・議長

※任期は令和8年4月1日から史跡甲斐国分寺跡の保存整備事業が終了するまで

【参考資料】 史跡甲斐国分寺跡整備検討委員会設置要綱

○史跡甲斐国分寺跡整備検討委員会設置要綱

令和8年3月27日

笛吹市告示第7号

(設置)

第1条 笛吹市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、史跡甲斐国分寺跡(以下「史跡」という。)の適切な保存、整備及び活用(以下「整備等」という。)を図ることを目的に、整備等に関する専門的見地からの助言を得るとともに整備等に必要な検討を行うため、史跡甲斐国分寺跡整備検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討を行い、意見を述べるものとする。

- (1) 史跡の保存及び整備の基本方針に関すること。
- (2) 史跡の整備基本設計及び実施設計に関すること。
- (3) 史跡の整備計画等の見直しに関すること。
- (4) 史跡の活用に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、史跡の整備等に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員14人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 関係する分野に見識を有する者
- (2) 地元関係団体の代表者
- (3) その他教育委員会が必要と認める者

3 委員会には、助言者を若干名置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、前条第2項の規定による委嘱の日から史跡甲斐国分寺跡の保存整備事業が終了するまでとする。ただし、委員が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1人置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ説明又は意見を聞くことができる。

(謝金)

第8条 委員が会議に出席したときは、1回当たり10,000円の謝金を支給することができる。

2 前項の規定にかかわらず、関係官公署の職員であることを理由に委員に委嘱された者については、謝金を支給しない。

(旅費)

第9条 委員又は教育委員会が認める者が委員会の職務を行うために、会議に出席し、又は旅行したときは、旅費を支給することができる。

2 前項の旅費の額は、笛吹市職員等の旅費に関する条例(平成16年笛吹市条例第57号)の規定の適用を受ける職員の例による。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、教育委員会文化財課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和20年3月31日限り、その効力を失う。

(会議招集の特例)

3 この要綱の施行の日以後、最初の委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。